

「パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会」について

1. 趣旨

障害者等用駐車スペースについては、バリアフリー法において、一定の条件に該当する場合に設置を義務づけ、その整備を促進している。一方、そのスペースに障害のない人が駐車する等により、障害のある人が駐車できない問題も発生しており、その適正な利用も求められている。

こうした課題に対応するため、各地方公共団体において障害者等用駐車スペースの適正利用のための取組を行っている。中でも、利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付する「パーキングパーミット制度」は、平成 18 年に佐賀県で導入されて以降、多くの府県において導入されている。

また、政府に対しても、障害者の駐車環境の確保が課題との意見も出されており、平成 29 年 2 月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」において、パーキングパーミット制度について、導入促進方策の検討を行う検討会を立ち上げるとしたところ。

本検討会においては、導入が進んでいない地方公共団体の課題や他国の実態等を把握し、本制度がより広く普及し、その結果として障害者等用駐車スペースの適正利用が進むよう、とるべき施策をとりまとめることを目標とする。

2. 委員会構成

- 構成員： 学識経験者、障害当事者団体、事業者団体、地方公共団体、
国土交通省関係課 等
- 事務局： 国土交通省総合政策局安心生活政策課

3. スケジュール

- 3 月 15 日に第 1 回検討会を開催し、合計 4 回程度開催する。
- 平成 29 年 7 月を目途に導入促進方策をとりまとめる。